

その他



令和5年3月23日
仁淀川水系流域治水協議会

令和 4 年 1 2 月 2 7 日
四 国 地 方 整 備 局

「四国地方整備局流域治水推進室」を設置します

～四国管内における流域治水を推進するため、関係者との連携体制を強化します～

- 四国地方整備局では、流域のあらゆる関係者が協働して取り組む治水対策である「流域治水」を推進しています。
- 今般、四国管内の関係者と連携し、その他流域治水の取組を強力に推進するため、『四国地方整備局流域治水推進室』を設置し、令和5年1月4日より業務を開始しますのでお知らせします。

四国地方整備局では、流域の関係者が協働して令和3年3月に一級水系（8水系）の流域治水プロジェクトを策定・公表するとともに、令和4年3月に内容を更新し充実化を図っています。

今後、これらのプロジェクトを推進していくためには、河川における対策だけではなく、流域・氾濫域におけるまちづくり等と一体となって取り組むことが不可欠です。

このため、整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、四国管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進するため、令和5年1月1日に『四国地方整備局流域治水推進室』を設置し、令和5年1月4日より業務を開始します。（別紙1）

今後は、当該推進室が各流域の取組をより一層支援していきます。

※本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組みに関連します。

※四国管内の流域治水プロジェクトおよび国土交通省の流域治水施策集のサイトは以下のとおり
<https://www.skr.mlit.go.jp/kasen/ryuikichisui/ryuikichisuiproject.html>
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局

○河川部 河川計画課 課長 本山 健士 TEL：087-811-8317（直通）

建政部 都市・住宅整備課 課長 関口 智彦 TEL：087-851-8061（直通）

(別紙1)四国地方整備局内の連携強化

- 整備局内の河川部局とまちづくり部局間の連携を一層強化し、四国管内の関係者との連絡調整、その他流域治水の取組を強力かつ円滑に推進。
- 河川における対策だけではなく、流域・氾濫域におけるまちづくり等と一体となった流域治水の取組を一層推進。

【構成メンバー】

四国地方整備局流域治水推進室

【室長】	河川部	河川調査官
【副室長】	河川部 建政部	地域河川調整官 都市調整官
【室員】	河川部 河川部 河川部 河川部 建政部 建政部	河川計画課 課長 河川計画課 課長補佐以下(計画第一係・調査第一係) 地域河川課 課長 地域河川課 課長補佐以下(計画係) 都市・住宅整備課 課長 都市・住宅整備課 課長補佐以下(まちづくり・下水道担当)

※令和5年1月1日設置、令和5年1月4日業務開始

【流域治水推進室への問い合わせ先】

四国地方整備局 河川部 河川計画課 電話087-811-8317

#15 住宅等の防災改修（嵩上げ・ピロティ化等）

目的

既存の住居に対し、住まい方を工夫する

根拠法令・計画等

—

支援

予算・税制

災害危険区域等建築物防災改修等事業

支援内容

(1) 対象区域

- ・ 災害危険区域（災害危険区域等の条例の規定が施行されることにより既存不適格になる予定の住宅及び建築物を含む）
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 浸水被害防止区域

(2) 防災改修等の対象となる住宅・建築物

- ・ 既存不適格の住宅・建築物（区域指定等による建築制限等に適合しないものに限る）等
- ・ 上記に該当することが予定される住宅・建築物

(3) 交付率 国1/2

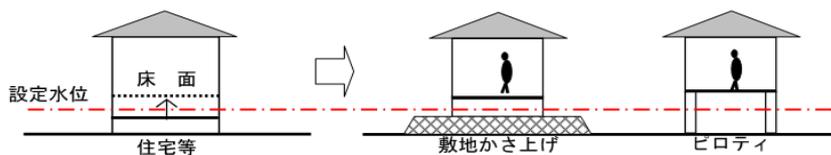
注）建替後の住宅・建築物は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります
地方公共団体が建替える建築物はZEB水準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・ 近年、激甚・頻発化する水災害による被害を軽減するための施策として、災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定することにより、出水などによる危険の著しい区域における新たな住宅の立地規制や、住宅、建築物の構造規制を行うことで、水災害に対する住宅・建築物の安全性を高めることができます。
- ・ 災害危険区域等建築物防災改修等事業は、これら災害危険区域や浸水被害防止区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域（建築禁止エリアは除く）等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修費用等の一部を補助する地方公共団体に対して支援するものです。

＜災害危険区域等内における建築制限のイメージ＞



【交付対象事業】

- ・ 災害危険区域等の指定に関する計画策定
- ・ 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
- ・ 特定既存不適格建築物等※の防災改修等（ピロティ化、地盤に係る対応による居室の持ち上げ、建替え、避難空間の整備）

※既存不適格等の住宅・建築物（区域指定等により建築制限や許可基準に適合しなくなったもの）をいい、建築物は災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所または一時集合場所に指定されたものに限る

施策推進のポイント

- ・ 災害危険区域等の住宅等の構造基準等を定める区域指定が進むことにより、水害に対する居住の安全性が高められる一方で、区域内での住宅・建築物の新築や建替え等の際には建築制限が課されることになるため、区域の指定等にあたっては住民の方々への丁寧な説明が必要となります。
- ・ そのため、本事業では上記の各区域等を指定しやすい環境の整備と、区域指定することにより既存不適格等になる住宅等について、建築制限等に適合させる改修費用などの一部を補助することで、区域指定を行いやすくし、以て水災害に対する地域の安全性向上を図るものです。
- ・ 令和3年度以降に新たに指定された区域等または立地適正化計画における防災指針もしくは流域治水プロジェクト等を定めている地方公共団体における既存の区域等の内の住宅の場合は、補助上限額の嵩上げがあります。

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

災害危険区域等建築物防災改修等事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

対象区域

- ・災害危険区域（建築基準法） ※水害に係るもの
- ・地区計画の区域（都市計画法） ※水害に係る建築制限が定められたもの
- ・浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

交付対象事業

地方公共団体が行う次の事業（②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む）

- ① 災害危険区域等の指定に関する**計画策定**
- ② 対象区域に存する**住宅・建築物の基準適合調査**
- ③ 既存不適格等の住宅・建築物の**ピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備**

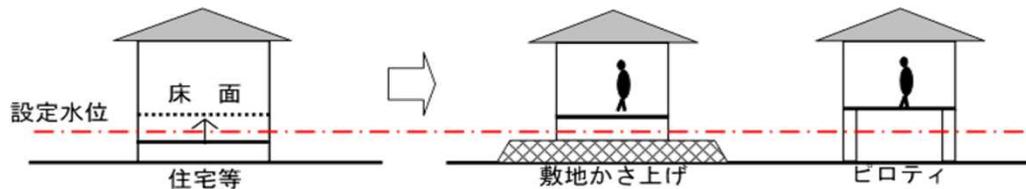
※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある

- ・建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること
- ・建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること

防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して**既存不適格等である住宅・建築物**

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること
 ※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む



交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1/2	計画策定費の1/3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2/3(45,000円/棟を上限)	
	地公体	調査費用の1/2(45,000円/棟を上限)	調査費用の1/3(45,000円/棟を上限)
防災改修等※4	民間事業者	重点支援以外の住宅合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23%
	地公体	重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で100万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限)	地域防災計画において防災拠点(避難場所等)に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2/3
	地公体	—	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費※1の1/3

- ※1: 280万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
- ※2: 次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅
 - イ 令和3年度以降に新たに指定された区域
 - ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る)を定めている地方公共団体の既存区域
- ※3: 居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
- ※4: 建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

その他

R7年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象

#17 住居の個別移転

目的

既存の住居に対し、移転を促す

根拠法令・計画等

-

支援

予算・税制

がけ地近接等危険住宅移転事業

支援内容

(1) 対象地区要件

- ・ 災害危険区域
- ・ がけ条例等の区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域
- ・ 浸水被害防止区域
- ・ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域
- ・ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

(2) 対象住宅要件

- ・ 既存不適格住宅[※]
※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
- ・ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示[※]等を行った住宅
※ただし、避難指示は、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

(3) 交付率

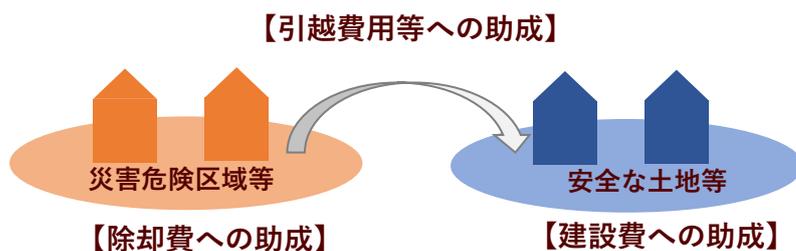
- ・ 国：1 / 2

注) 危険住宅に代わる住宅を新築する場合は原則として土砂災害特別警戒区域外に存し、建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります

施策の内容

概要

- ・ 災害危険区域や浸水被害防止区域の区域内にある危険住宅の移転を促進するため対象地域の調査や、危険住宅の除却及び住宅の建設等の費用を助成する事業等を行う地方公共団体を支援します。



施策の効果

- ・ 本制度を用いて約19,000棟の危険住宅除去が行われています。

【交付対象事業】

- ・ 事業推進費
対象地域の調査、事業計画の策定等
- ・ 除却等費
危険住宅の除却及び移転に要する費用を助成
- ・ 建設助成費
危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のための資金を借入れた場合における利子相当額を助成

施策に関する問合せ

国土交通省 住宅局 建築指導課
建築物事故調査・防災対策室

※交付金制度活用にあたってのご相談は、国土交通省の各地方整備局建政部にお問合せ願います

がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

- (1) 除却等費
 - 危険住宅の除去などに要する費用で撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等(限度額:975千円/戸)
- (2) 建設助成費
 - 危険住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額(借入利率:年8.5%を限度)
 - 限度額:【通常】 4,210千円/戸 (建物3,250千円/戸、土地960千円/戸)
 - 【特殊地域】 7,318千円/戸 (建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸)
 - ※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域
- (3) 事業推進経費
 - 事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

交付率

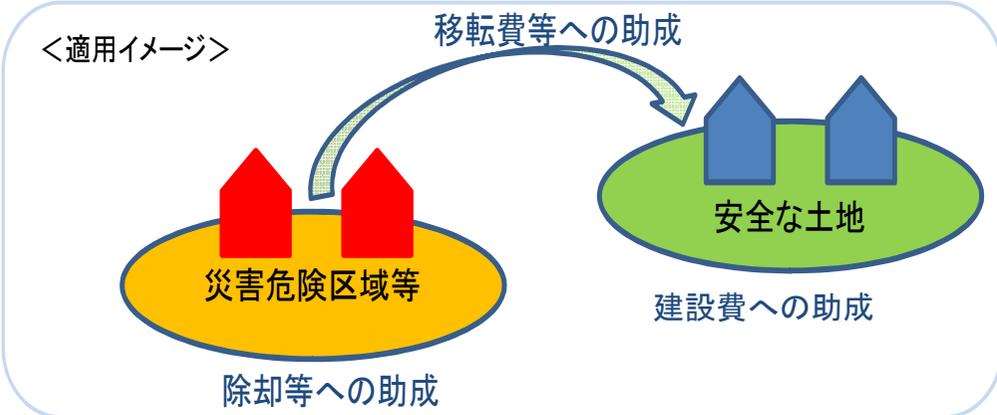
国:1/2、地方公共団体:1/2

事業実施主体

市町村
(市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県)

補助要件

- (1) 対象地区要件
 - 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域(建築基準法第39条第1項)
 - 地方公共団体が条例で建築を制限している区域(建築基準法第40条)
 - 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法第9条)
 - 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域(土砂災害防止法第4条)
 - 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域(特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)
 - 地区計画(浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る)の区域(都市計画法第12条の4)
 - 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域(災害救助法第2条)
- (2) 対象住宅要件
 - 既存不適格住宅※
 - ※浸水被害防止区域にあつては、許可基準に適合しない既存住宅
 - 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
 - ※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る



近年の水害の激甚化・頻発化や浸水想定区域の拡大を踏まえ、水害時の一時避難場所の整備を拡大・加速するため、避難者の受入人数及び耐震性に関する補助要件の緩和を行う。

背景・課題

○水害の激甚化・頻発化

近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地で甚大な被害が発生。

平成30年7月豪雨
死者・行方不明者：271名
建物全壊：6783棟
被害額：1.2兆円



岡山県倉敷市真備町

令和元年東日本台風
死者・行方不明者：108名
建物全壊：3229棟
被害額：1.9兆円



長野県長野市

令和2年7月豪雨
死者・行方不明者：86名
建物全壊：1620棟
被害額：6000億円



球磨川の堤防決壊

出典：国土交通白書等

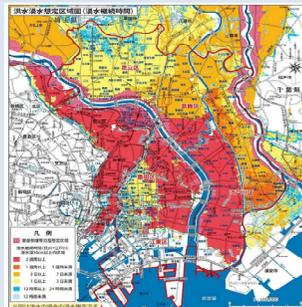
○浸水想定区域の拡大

水防法の改正(R3年7月施行)により、大河川以外の一級河川及び二級河川を洪水浸水想定区域の指定対象に追加。



○民間建築物等における避難場所確保の必要性

公的施設と併せて民間建築物も活用し、幅広く水害時の一時避難場所の確保を進めることが必要。



洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)
出典：江東5区大規模水害ハザードマップ

事業概要

○対象建築物

地方公共団体と避難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等

○補助対象費用

避難者を受け入れるために付加的に必要な以下の施設等の整備に要する費用(掛かり増し費用)を支援。

受入スペース



防災備蓄倉庫



受入関連施設



耐震性貯水槽



非常用発電機



マンホールトイレ



止水板

○補助率

- ・民間事業者が整備主体の場合：国2/3、地方1/3
- ・地方公共団体が整備主体の場合：国1/2

○事業期間

令和3年度～令和5年度

○補助要件

- ・20人以上の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること

拡充 避難者の受入人数(下限)：100人以上→20人以上

- ・耐震性を有すること

拡充 耐震等級2以上→建築基準法適合
(津波に関する避難場所の新築については、耐震等級2以上)

- ・浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること
- ・通常在館者分と避難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること 等

水害リスク情報の充実(浸水想定区域図・ハザードマップの空白域の解消)

○ 浸水想定区域図等の作成を支援するため、防災・安全交付金において基幹事業を創設。

既存の
取組

- ・河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援
- ・下水道の浸水対策事業(ハード整備)の一部として浸水想定区域図の作成又は効果促進事業によりハザードマップの作成を支援

令和4年度
より

基幹事業を創設し、ハード整備がない場合であっても浸水想定区域図やハザードマップの作成を支援

■水害リスク情報の空白域解消に資する予算支援制度

	河川(洪水)		下水道(雨水出水)	
事業名	水害リスク情報整備推進事業		内水浸水リスクマネジメント推進事業	
	浸水想定区域図	ハザードマップ※ <small>※ 都道府県が市区町村に対し事業費の1/3以上を負担する場合に適用。</small>	浸水想定区域図	ハザードマップ
実施主体	都道府県	市町村	都道府県、市町村	市町村
補助率	1/3		1/2	
支援期間	令和7年度まで	令和8年度まで	—	
対象	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業を実施していない河川		下水道事業(都市下水路を含む)を実施する全ての地方公共団体	
備考 (その他注意事項等)	<p>○支援期間終了後、洪水浸水想定区域図及び洪水ハザードマップの作成は、原則、効果促進事業による更新のみを対象とする。</p> <p>○令和8年度以降、原則、都道府県ごとに全ての河川で洪水浸水想定区域図が公表されていることを防災・安全交付金の河川事業の交付要件とする。</p>		<p>○浸水想定区域図等の作成に加え、避難行動に資する情報・基盤の整備や、雨水管理総合計画の策定も本事業の支援対象とする。</p> <p>○令和8年度以降、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図が作成されていることを、雨水対策事業に対する交付金の重点配分の要件とする※。</p> <p><small>※雨水出水浸水想定区域の指定対象団体を対象とする。</small></p>	